

「無電柱化の推進」

令和7年12月4日
国土交通省 道路局

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	無電柱化の推進	実施時期	令和3年度	担当課	道路局 環境安全・防災課
対象政策	無電柱化法に基づき進められている、無電柱化に関する各種取組について評価する。				
政策の目的	災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等に寄与する無電柱化に関する施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献する。				
評価結果の概要	<p>1. 無電柱化を推進する上での目標や方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化された道路延長はいまだごくわずかであることを踏まえれば、今後の無電柱化の目標や方向性については、<u>計画策定の都度、目標、対象道路を定めて進めていくことが適切</u>。 長期停電や通信障害の防止を目的とする区間などは、<u>電線管理者自らが無電柱化を進めることが極めて重要</u>。 <p>2. 新設電柱の抑制、コスト縮減の推進、事業のスピードアップ</p> <p>(1)新設電柱の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設電柱の抑制電柱の新設には様々なステークホルダーが関係していることから、道路管理者のみでなく、電線管理者を含めた各ステークホルダーがそれぞれ主体的に取り組むよう働きかけていくことが必要。 各ステークホルダーが無電柱化に取り組みやすい制度など、環境整備に関係機関が連携して取り組むことも必要。 <p>(2)コスト縮減の推進</p> <p>1)低コスト手法の普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 低コスト手法を設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込むなど標準化を図ることが必要。 低コスト手法の採用事例を収集し他団体に紹介するなど、自治体への技術的な支援策の推進が必要。 電線管理者の理解を深めるため、資源エネルギー庁や総務省を通じて各電線管理者に低コスト手法の導入を促す取り組みが必要。 <p>2)安価で簡便な無電柱化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各現場で取り組んでいる安価で簡便な無電柱化工事の事例を収集し、地方ブロック無電柱化協議会や研修会等を通じて地方自治体などに周知することが必要。 <p>3)機器のコンパクト化・低コスト化技術開発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力設備に関する低コスト化については電線管理者が主体的に取り組むべきであり、資源エネルギー庁や総務省を通じ、引き続き電線管理者に主体的に更なる技術開発をするよう要請すべき。 新技术の導入状況、導入・普及上の課題の把握をし、その解消にも取り組むなど、技術開発された以降も継続的に取り組みがなされるよう要請すべき。 <p>(3)事業のスピードアップ</p> <p>1)発注の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括発注に関しては、入札に関する標準的な図書などを整理・確立することが必要。 受注会社の業務体制づくりを業界と連携して進めることが必要。 包括発注は、直轄事業だけでなく、<u>補助事業においても適用できるようにしていくべき</u>。 PFI手法では、事業決定までの労力軽減のため<u>手続きの簡素化</u>を検討すべき。 埋設企業者に対し、事業協力が得られるよう、道路管理者から事業手法について説明するなど、環境づくりが必要。 PFI手法は、直轄事業だけでなく、<u>補助事業においても適用できるようにしていくべき</u>。 <p>2)既存ストックの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックの品質確認や譲渡手続き等の考え方をマニュアル化することが必要。 更なる既存ストックの活用について、資源エネルギー庁や総務省から電線管理者に対して検討を促すことも必要。 <p>3. 占用制限、自治体への技術的支援などの観点</p> <p>(1)占用制限</p> <p>1)新設電柱の占用制限の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方ブロック無電柱化協議会等を活用し、自治体における交通安全等の観点からの占用制限措置を促進すべく、占用制限に関する技術的なサポートを国が行うこと等が必要。 <p>2)沿道民地の電柱への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に「届出・勧告制度」が創設され、9月に施行されたばかりの制度であるため、今後、<u>制度運用の具体化</u>を進めていく。 <p>(2)自治体への技術的支援</p> <p>1)自治体による計画的な無電柱化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化を進める意義、効果など、必要性について、自治体に浸透をはかり、理解を促進していく、以下のような取組が必要。 幅員の狭い道路での低コスト手法の適用事例など、自治体における無電柱化の取組事例集としてとりまとめ 優秀な取組の表彰やその周知 <p>2)自治体への技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体向けに計画段階からの合意形成の手順等を示した参考図書等のマニュアル化を進め、マニュアルの周知・普及をはかり自治体の技術力の向上を図ることが必要。 自治体を対象として説明会等を開催し、周知の徹底を図ることが必要。 電線管理者が積極的に取り組むよう資源エネルギー庁や総務省から要請してもらうことが必要。 				
改善方策の実施状況の把握時期	令和7年度				

①無電柱化の推進

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)('取りまとめ後の対応方針'等)

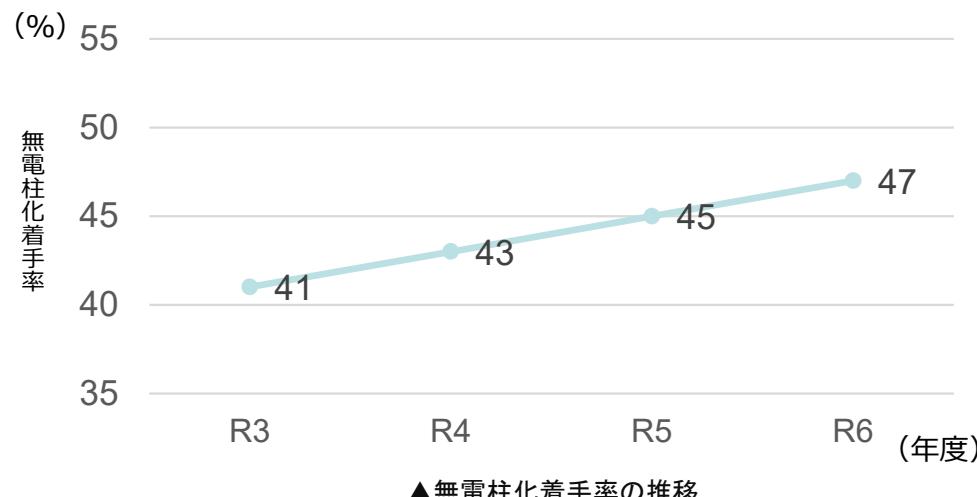
1. 無電柱化を推進する上での目標や方向性
 - 1) 無電柱化推進計画策定の都度、目標、対象路線を設定
 - 2) 長期停電や通信障害の防止を目的とする区間などは、電線管理者自らが無電柱化を推進

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況('これまでの取組'もしくは'今後の取組方針')

- 1) 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路($L=19,380\text{km}$)における無電柱化着手率は、着実に増加。
R6年度末時点:47% <参考> R7年度目標:約52%
⇒ 次期無電柱化推進計画(令和8年度～)においても、目標、対象道路を定めて無電柱化を推進
- 2) 令和5年4月、無電柱化に対する取組みを強化するため、経済産業省が、長期停電や通信障害の防止を目的とする区間などに託送料金制度(レベニューキャップ制度)※1を導入

※1 一般送配電事業者が、一定期間(通常5年間)の事業計画に基づき、国から承認された「収入の見通し(レベニューキャップ)」の範囲内で託送料金を柔軟に設定できる制度。コスト削減分が一般送配電事業者の利益となるため、経営効率化のインセンティブに寄与

電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率は、着実に増加



託送料金制度(レベニューキャップ制度)を導入し、電線管理者自らが無電柱化を推進する体制を確保

レベニューキャップ制度(2023～2027年度)により、無電柱化推進計画に基づいて実施する、計1,891km分の費用2,729億円を託送料金に計上し、電線共同溝及び電力線単独の地中化を推進。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
電線共同溝による無電柱化	距離(km)	53	73	822	305	37	166	59	37	110	27	1,690
	費用(億円)	78	95	1,206	419	45	217	80	88	156	52	2,442
電力レジリエンスに伴う無電柱化	距離(km)	10	24	60	28	6	28	14	7	21	2	201
	費用(億円)	15	39	106	36	7	23	19	6	30	2	287
計		63	97	882	333	43	194	73	44	131	29	1,891
	費用(億円)	93	135	1,313	455	53	241	99	94	187	54	2,729

※同距離を電柱(架空線、1km当たり2千万円)で整備した場合の費用は約378億円
出典: 収入の見通しに関するこれまでの検証内容について 詳細参考資料(料金制度専門会合(第27回) 2022年11月28日)より結果を集計

出典: 無電柱化推進のあり方検討会(R7.2.25)資源エネルギー庁資料

対応方針と取りまとめ後の実施状況

①無電柱化の推進

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)('取りまとめ後の対応方針'等)

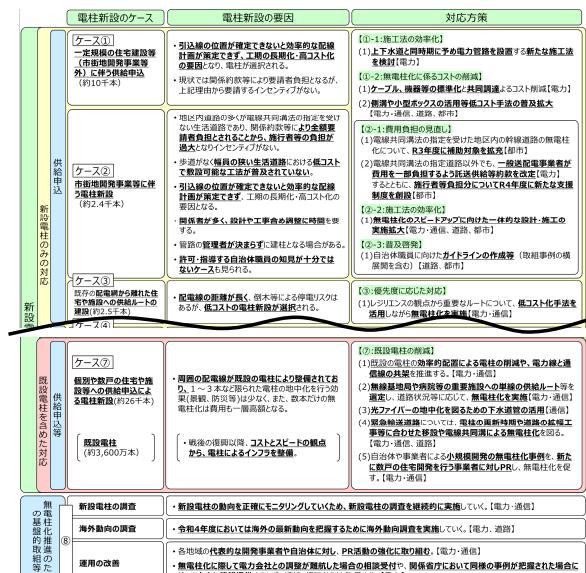
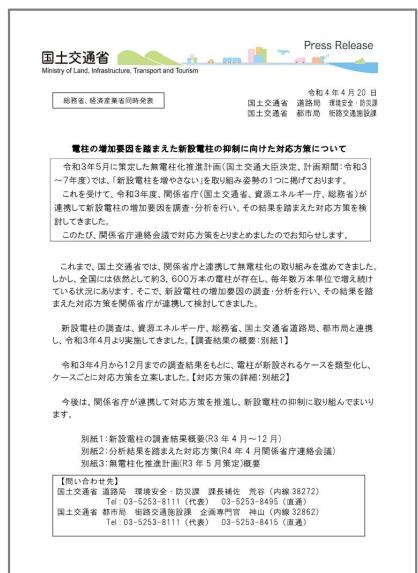
2. 新設電柱の抑制、コスト縮減の推進、事業のスピードアップ

(1)新設電柱の抑制

(2)コスト縮減の推進

- 1)低コスト手法の普及拡大
- 2)安価で簡便な無電柱化
- 3)機器のコンパクト化・低コスト化、技術開発の促進

電柱の増加要因を踏まえた「新設電柱の抑制方策」をとりまとめ公表(令和4年4月)



レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況('これまでの取組'もしくは'今後の取組方針')

(1)新設電柱の抑制

- 1)令和4年4月、国土交通省、資源エネルギー庁、総務省が連携し、「新設電柱の抑制方策」をとりまとめ公表

(2)コスト縮減の推進

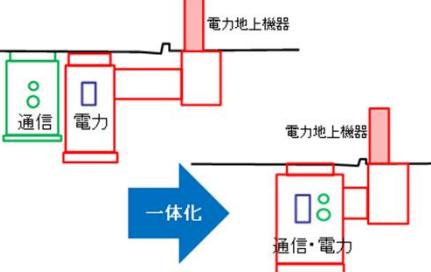
- 1)令和6年3月、国土交通省、有識者、資源エネルギー庁、総務省、有識者、電線管理者が連携し、「無電柱化のコスト縮減の手引き」を策定・周知
- 2)令和5年5月、各現場等での多様な整備手法や低コスト手法などの適用事例をまとめた好事例集作成・周知
- 3)無電柱化技術検討委員会等で検討し、技術開発推進中

無電柱化のコスト縮減の手引きの策定・公表(令和6年3月)

無電柱化を行う場合のコスト縮減策の活用を促し、更なる無電柱化を推進

○特殊部において、電力・通信が個別に配置する マンホールを一体化

- 特殊部において、電力・通信が個別に配置する マンホールを一体化



トレンチャーの活用

- 一定の深さと幅で連続掘削が可能



▲新たなコスト縮減の例

①無電柱化の推進

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)('取りまとめ後の対応方針'等)

2. 新設電柱の抑制、コスト縮減の推進、事業のスピードアップ

(3)事業のスピードアップ

- 1)発注の工夫
- 2)既存ストックの活用促進

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況('これまでの取組'もしくは'今後の取組方針')

(3)事業のスピードアップ

- 1)・包括発注方式※2を補助事業にも適用
 - ・令和4年度、PFI手法※3を活用する場合、30箇年以内で国庫債務負担行為を設定できるよう制度(年限)を拡充
- 1)、2)
 - ・包括発注や既存ストックの活用方式における考え方や手続き等をとりまとめた「手引き」を作成予定

※2 同一地域内での複数の種類の業務・工事を、一つの契約により発注する方式

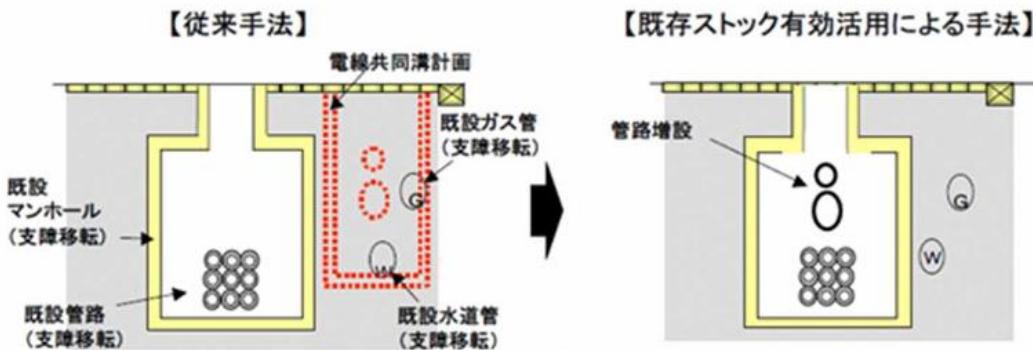
※3 公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

多様な発注方式による事業のスピードアップ

方式	役割分担(案)				特徴
従来方式	官	設計協議(沿道、電線管理者、占用者)、移設補償、工事監理、各種調整、維持管理			<ul style="list-style-type: none"> ・設計から工事迄各段階で民へ委託 ・各段階での協議や調整などを全て官側で実施
	民	詳細設計 コンサル 占用者	移設工事 施工業者	本体工事 施工業者	引込管工事 電力・NTT
包括発注方式	官	包括委託の契約 移設補償、維持管理			<ul style="list-style-type: none"> ・設計、工事、事業調整を包括して民へ委託 ・本体工事着手後の試掘、修正設計、占用事業者調整等の事業期間を短縮 ・既存ストック活用方式は協定に基づく委託
	民	設計協議(沿道、電線管理者、占用者)、工事監理、各種調整	詳細設計 移設調整	本体工事 引込管工事	
PFI方式	官	PFI事業の契約 移設補償			<ul style="list-style-type: none"> ・設計、工事、事業調整、維持管理までを包括して民へ委託 ・年度毎に分割していた工事をまとめて発注し、工事毎の契約期間を省略し、事業期間を短縮 ・適切な割賦期間を設定 ・既存ストック活用方式以外にも拡大
	民	(PFI事業者)	設計協議(沿道、電線管理者、占用者)、工事監理、各種調整		詳細設計 移設工事 本体工事 引込管工事 拔柱 維持管理

既存ストックの活用事例

電線管理者が所有する既設の地中管路を電線共同溝の一部として有効活用することで、地下埋設物の移設を省き、コスト縮減とスピードアップ(施工期間等の短縮)



①無電柱化の推進

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)('取りまとめ後の対応方針'等)

3. 占用制限、自治体への技術的支援

(1) 占用制限

- 1) 新設電柱の占用制限の拡大
- 2) 沿道民地の電柱への対応

(2) 自治体への技術的支援

- 1) 自治体による計画的な無電柱化の促進
- 2) 自治体への技術的支援

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況('これまでの取組'もしくは'今後の取組方針')

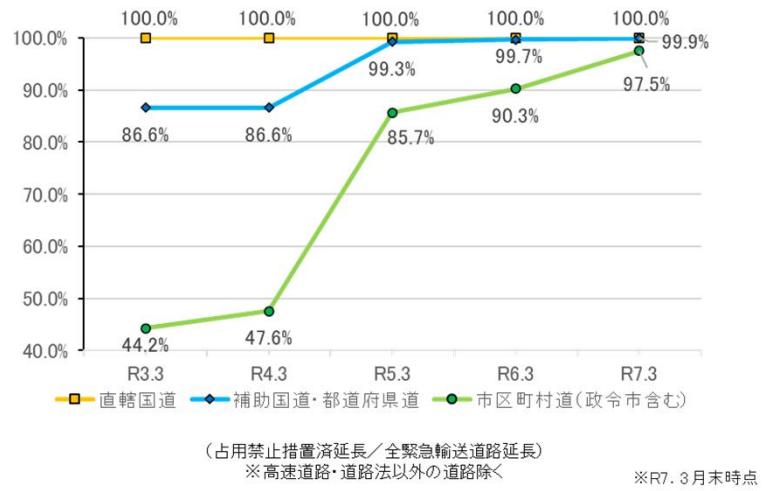
(1) 占用制限

- 1)、2) 令和3年3月に創設した「届出・勧告制度」の円滑な運用を図るため、具体的な考え方・運用方法等を定めた「ガイドライン」を策定
- ・令和5年8月 届出勧告制度ガイドライン

(2) 自治体への技術支援

- 1)、2) ガイドラインや好事例集を作成し、無電柱化の促進等を支援
- ・令和5年3月 道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver.2 道路事業と併せた電線共同溝整備に関するガイドライン
- ・令和5年5月 無電柱化好事例集
- ・令和5年7月 無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド(案)
- ・令和6年3月 無電柱化のコスト縮減の手引き 【再掲】

自治体への技術支援等により、都道府県・市区町村の緊急輸送道路における新設電柱の占用制限が増加



国交省(本省・地方整備局)・経産省・総務省が連携し、自治体職員を対象とした講習会を開催

令和6年度 全国10ブロック地区で開催(626自治体が参加)



▲ 講習会の開催状況

開催日	開催内容	参加自治体数 (web含む)
北海道ブロック 5/31(金)	○無電柱化の概要(道路局・都市局) ○資源エネルギー庁における無電柱化の取組み ○総務省における無電柱化の取組み ○北海道開発局における無電柱化の取組み ○北海道・北広島市における無電柱化整備事例	82
東北ブロック 5/15(水)	○無電柱化の概要(道路局・都市局) ○資源エネルギー庁における無電柱化の取組み ○総務省における無電柱化の取組み ○東北地方整備局における無電柱化の取組み ○大館市・吉谷市における無電柱化整備事例	66
関東ブロック 5/23(木)	○無電柱化の概要(道路局・都市局) ○資源エネルギー庁における無電柱化の取組み ○総務省における無電柱化の取組み	107
四国ブロック 5/28(火)	○無電柱化の概要(道路局・都市局) ○資源エネルギー庁における無電柱化の取組み ○総務省における無電柱化の取組み ○四国地方整備局における無電柱化の取組み ○徳島県・香川県・愛媛県・高知県における無電柱化整備事例	41
九州ブロック 5/30(木)	○無電柱化の概要(道路局・都市局) ○資源エネルギー庁における無電柱化の取組み ○総務省における無電柱化の取組み ○九州地方整備局における無電柱化の取組み ○長崎県における無電柱化整備事例	78
沖縄ブロック 5/9(木)	○無電柱化の概要(道路局・都市局) ○資源エネルギー庁における無電柱化の取組み ○総務省における無電柱化の取組み ○沖縄総合整備局における無電柱化の取組み ○竹富町における無電柱化整備事例	38